

社委教第474号
令和2年3月2日

神崎市放課後児童クラブ保護者の皆様

神崎市教育委員会
教育長 末次 利明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に関連しての
神崎市放課後児童クラブの対応について (通知)

1. 保育時間等について {令和2年3月3日 (火) ~ 14日 (土)}

- 平日 通常保育：7時～18時
延長保育：18時～18時30分
(ご利用される方は18時までに必ずご連絡ください)
- 土曜日 通常保育：7時～18時
延長保育：18時～18時30分
(ご利用される方は、ご利用クラブに18時までに必ずご連絡ください)
※土曜日は新樹クラブ及びじょうばるクラブで合同開所をしております。

2. 対象児童

現在、学期利用をされている児童は、3月3日からのご利用が可能です。

また、今年度長期休業等を利用された児童は、区分変更届を提出いただいた後、2日後からご利用が可能です。(その場合、おやつ代の日割りはいたしませんのでご理解下さい。例：3月3日に区分変更届を提出された場合、3月5日からご利用できます。必ず社会教育課(千代田支所)へご提出ください。)

今年度、放課後児童クラブを全く利用されていない新規児童の申請は、原則できませんので、ご了承ください。

学童を利用できない方は、各学校をご利用下さい。それについては、学校からのプリントをご参照下さい。

感染予防の観点から、できる限り家庭保育へのご協力をお願いいたします。
特に、高校生、中学生のご兄弟等がいらっしゃるご家庭、祖父母様等に預けることが可能なご家庭、親御さんの勤務がお休みの場合においては、ご利用を控えていただくようお願いいたします。

3. 登所について

- 毎日、児童クラブ登所時に検温していただくため、体温計をご持参ください。37.5度以上熱がある場合は、お預かりできません。

お預かり中、37.5度以上熱の熱が確認された場合は、ご連絡をさせていただきますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

- マスク（給食用マスク可）は必ず装着をお願いします。
- 咳がひどい場合は、登所をご遠慮くださるようお願いいたします。
- 昼食、水筒、宿題等は各ご家庭からご持参ください。
- ご家庭でも手洗い、うがいを行うなど感染予防に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

4. クラブ費（おやつ代等）について

クラブ費（おやつ代等）については、通常どおり1000円を各クラブ（脊振学童クラブを除く）にお支払ください。アレルギー等でおやつを持参されている児童についても、通常と同額をお支払ください。

◆問合せ先

神崎市教育委員会 社会教育係
電話 0952-44-2731